

令和6年度 公文書開示状況（6月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条										不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 4. 2	R6. 5. 30	・ 令和 5 年 10 月 6 日締結 「令和 5 年度東京国際クルーズターミナルサイン設置設計」 ・ 令和 5 年 12 月 10 日締結 「サインの買入れ」	64		1							1						第三者の印影を公にすることは、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから一部開示とする (東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当)	港湾局 港湾経営部 振興課
2	R6. 4. 2	R6. 5. 31	・ 予算要求資料	1	1															港湾局 臨海開発部 海上公園課
3	R6. 4. 2	R6. 5. 31	・ 晴海ふ頭公園モニュメント基本設計 ・ 晴海ふ頭公園モニュメント整備に関する基本協定 ・ 晴海ふ頭公園モニュメント整備に要する費用に関する協定 ・ 晴海ふ頭公園モニュメント整備に要する費用に関する協定の一部を変更する協定 ・ お台場海浜公園噴水施設検討委託 ・ 海上公園水景施設検討委託	28		1							1						第三者の印影を公にすることは、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから一部開示とする (東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当)	港湾局 臨海開発部 海上公園課
4	R6. 4. 4	R6. 6. 3	・ 晴海ふ頭公園モニュメント基本設計 ・ 晴海ふ頭公園モニュメント整備に関する基本協定 ・ 晴海ふ頭公園モニュメント整備に要する費用に関する協定 ・ 晴海ふ頭公園モニュメント整備に要する費用に関する協定の一部を変更する協定	24		1							1						第三者の印影を公にすることは、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから一部開示とする (東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当)	港湾局 臨海開発部 海上公園課